

建設リサイクル法関係市町村事務処理要綱

愛知県建築局建築指導課

(目的)

第 1 条 この要綱は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「法」という。）の施行に関する市町村における事務処理及びこの事務に対する経費として交付する交付金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)届出 法第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく届出であって建築物に係るもの
- (2)通知 法第 11 条の規定に基づく通知であって建築物に係るもの
- (3)経由事務件数 当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日から 12 月 31 日までに建設事務所において受理した届出及び通知の件数
- (4)届出書等 法第 10 条第 1 項の規定に基づく届出書、第 2 項の規定に基づく変更届出書及び法第 11 条の規定に基づく通知書であって建築物に係るもの
- (5)建築物 建築物と建築物以外のものを一の契約により分別解体等を行う場合は、建築物以外のものを含めて建築物とみなす。

(届出書又は変更届出書の受付)

第 3 条 市町村長は、届出書又は変更届出書を受付する場合に次のとおり事務処理を行うものとする。

- (1) 県規則第 11 条に規定する図書を確認すること。
 - (2) 解体工事の場合の添付写真の仕様が県規定に適合していることを確認すること。
 - (3) 届出書又は変更届出書の申請地の地名及び地番の表示の適否を調査すること。
- 2 前項の図書等が完備していない場合は、届出者に対して指導をするものとする。
- 3 届出書又は変更届出書の内容を建設リサイクル法受付台帳（様式 1：愛知県建設リサイクル法関係事務処理要領）に記入する。さらに、変更届出書の場合は、同台帳の原届出書を記載した行の備考欄に「変更 NO. ○○○」と変更届出書の受付番号を記入する。
- (注) は元号のアルファベット頭文字、は年度の数字を示す。
- 4 受付の終了した届出書又は変更届出書は受付印を押印した上、所定欄に受付番号及び受付日を記入する。
 - 5 前項の措置を講じた場合は、受領票（様式 2：愛知県建設リサイクル法関係事務処理要領）にも同様の措置を講じ、これを届出者に交付するものとする。

6 届出書の場合には、建設リサイクル法届出済ステッカー（様式3：愛知県建設リサイクル法関係事務処理要領）に受付番号及び受付日を記入して、届出者に交付するものとする。

（通知書の受付）

第4条 市町村長は、通知書を受け付ける場合は、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

2 前項の措置を講じた場合は、建設リサイクル法通知済ステッカー（様式4：愛知県建設リサイクル法関係事務処理要領）に受付番号及び通知日を記入して交付するものとする。

（受付番号）

第5条 受付番号のつけ方は、次の各号による。

(1) 法第10条第1項の届出書 愛り届■□○○第△

(2) 法第10条第2項の変更届出書 愛り変■□○○第△

(3) 法第11条の通知書 愛り通■□○○第△

（注） ■は元号のアルファベット頭文字、□は年度の数字を示す。

○○は市町村名の最初の2文字 △は年度ごとに1から始まる数字

（届出書等の番号は(1)～(3)の分けなく全て通し番号を付けること）

（建設事務所への送付）

第6条 市町村長は、届出書等を受付した場合は、すみやかに建設事務所建築課へ送付するものとする。

（建設工事取止届の受付）

第7条 市町村長は、届出書等受理後から工事着工までの間に対象建設工事が中止になったと判明した場合、発注者又は自主施工者に建設工事取止届（様式5：愛知県建設リサイクル法関係事務処理要領）を、届出書等を提出した窓口に提出するよう指示するものとする。

2 建設工事取止届を受け付ける場合は、受付担当者は建設工事取止届に市町村受付印を押印し、建設リサイクル法受付台帳（様式1：愛知県建設リサイクル法関係事務処理要領）の届出書を記載した行の備考欄に「建設工事取止届、*月*日」と記載し、すみやかに建設事務所建築課へ送付するものとする。

（立入調査等への協力）

第8条 市町村長は、県から立入調査等の協力依頼があったときは、協力するものとする。

(交付金)

第9条 知事は、市町村長に対して、毎年度予算の範囲内で、次に定める金額の交付金を交付するものとする。

経由事務件数1件ごとに100円以内

附 則

1 この要綱は、平成14年5月30日から施行する。

2 平成14年度にあつては、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

経由事務件数 平成14年5月30日から12月31日までに建設事務所において受理した届出の件数

附 則

この要綱は、平成16年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式2

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

第10条第1項又は第2項の規定に基づく届出の受領票

発注者氏名

工事の場所

上記の届出を受領しました。

番号 愛リ(届・変) 第 号

受付印

(注意) この受領票の交付から7日間は、この工事を着工することができません。

また、この届出に係る分別解体等の計画が基準に適合しないと認めるときは、この受領票の交付から7日以内に、計画の変更その他必要な措置を命ずることがあります。

届出書受理行政庁 愛知県 建設事務所〇〇課
電話番号

建設工事取止届

年 月 日

愛知県知事殿

フリガナ
届出者 氏名： _____
電話番号： _____
住所： _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（第10条の規定により届出
第11条の規定により通知）
をした工事を取り止めます。

1. 受付日 年 月 日

2. 受付番号 _____

3. 工事の名称 _____

4. 工事の場所 _____

*受付番号： _____